

瀬戸内市監査委員公表第14号

令和7年度定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和7年度定期監査及び行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた、又は講じない旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月21日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 河 本 裕 志

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	委託料の支払について、請求書を受領した日から60日以内に支払うとした契約を締結していることは、法令に違反していると認められる。	成長戦略部 観光文化戦略課	令和7年度の契約から「30日以内」に改めた。
	供用する備品について備品台帳が適切に整備されていないことは、規則に違反していると認められる。	総務部 DX戦略室	指摘のあった備品については、備品台帳に登録しました。
	他の者に委託して実施させることのほうが効率的であることから委託しているとした事業について、実際には市が事業を実施していることは、適正を欠く事項では是正する必要があると認められる。	成長戦略部 観光文化戦略課	令和8年度は委託料として予算措置していたが、指摘を受け、次年度までの暫定的措置として令和8年4月6日に暫定的に補助事業に切り替え実施することを決定し、本年度の事業を実施することとした。
	補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限とされる条例に準じた額を旅費として交付していることは適正ではなく、是正する必要があると認められる。	成長戦略部 観光文化戦略課	職員旅費ではなく、補助金として支出することとした。
指導事項	補助金等を概算払いするにあたり、有効性の観点から、概算払いを行う必要性及びその期間分の支出を行う必要性を明確にした上で支出することについて検討する必要があると認められる。	成長戦略部 観光文化戦略課	業務効率性の観点と、適正な概算払いの期間について必要性を十分検討の上、事業を実施している。
	瀬戸内市業務継続計画において作成することとされている業務マニュアルの整備について検討するとともに、職員の雇災を防止するため、オフィス家具の固定や家具上の重量物の固定、飛散防止などの防災対策等を検討していく必要があると認められる。	総務部 DX戦略室	繰り返し定型業務がないため、業務マニュアルはありません。各種システム等の対応手順書や職員向けの各種ツール等の運用マニュアルは作成・公開済みです。 オフィス家具の固定については、固定する壁下地や費用面などに課題があり困難であるため、固定まではしていません。ロッカーの2段重ねは止め、全て1段置きとしています。